

経済安全保障推進法等改正法案の審議について

経済安全保障推進法等の改正の経緯

2025年11月7日	第8回経済安全保障推進会議（総理指示）
2025年11月14日	第12回経済安全保障法制に関する有識者会議
2026年1月30日	第15回経済安全保障法制に関する有識者会議（提言取りまとめ）
2026年3月19日	経済安全保障推進法等改正法案 閣議決定
2026年4月28日	衆・本会議（趣旨説明及び質疑）
2026年5月8日	衆・内閣委員会（趣旨説明）
2026年5月13日	衆・内閣委員会（質疑）
2026年5月14日	衆・内閣委員会（参考人質疑） 衆・内閣委員会・経済産業委員会連合審査会
2026年5月15日	衆・内閣委員会（質疑、 修正議決 、附帯決議）
2026年5月19日	衆・本会議（議了処理） → 修正議決
2026年5月27日	参・本会議（趣旨説明及び質疑）
2026年5月28日	参・内閣委員会（趣旨説明及び質疑）
2026年6月2日	参・内閣委員会（質疑）
2026年6月4日	参・内閣委員会（参考人質疑）
2026年6月9日	参・内閣委員会（質疑、採決、附帯決議）
2026年6月10日	参・本会議（議了処理） → 可決・成立
2026年6月17日	公布（令和8年法律第38号）

- **現下の国際情勢を踏まえた速やかな検討の必要性**
 - **中東情勢への対応（特定重要物資の指定、官民協議会の活用）**
 - **高度化するAIによるサイバー攻撃等のリスクへの対応**
- **サプライチェーン上のリスク点検の実効性確保**
- **経済活動の自由との両立**
- **基幹インフラ制度への医療分野の追加に伴う負担軽減や支援**
- **基幹インフラ制度における民間事業者との意思疎通**
- **指定基金協議会の設置可能な基金の範囲の拡大に伴う実際の指定に際しての精査の必要性**
- **特定海外事業の対象案件の精査、出融資の判断基準**
- **総合的な経済安全保障シンクタンクと重要技術戦略研究所（仮称）との役割分担**
- **データセキュリティに係る検討の必要性**

■ 現下の国際情勢を踏まえた速やかな検討の必要性①

◎ 小野田大臣答弁（2026年5月15日 衆・内閣委員会）

現下の中東情勢を含む国際情勢、そしてA Iの高度化を始めとする技術開発の進展、データセキュリティーの重要性等、我が国の経済安全保障をめぐる状況が刻々と変化していることを踏まえ、経済安全保障を推進していく観点から、必要な措置の在り方について速やかに検討を行ってまいりたいと思います。

現時点で具体的な検討内容について予断を持ってお答えすることを差し控えることについては御理解いただきたいと思います。いずれにせよ、状況が刻々と変化していることを踏まえ、必要な措置の在り方について速やかに検討を行っていきたいと考えます。

■ 現下の国際情勢を踏まえた速やかな検討の必要性②（中東情勢への対応）

◎ 小野田大臣答弁（2026年5月15日 衆・内閣委員会）

まず、附帯決議二、御指摘の中東情勢の緊迫化によるナフサ等の需給への影響については、将来再度生じる類似又はより深刻な行為の蓋然性が一層高まっていることから、これを未然に防止するため、本法案の施行後、必要に応じて官民協議会を活用することも含め、関係省庁と連携し、引き続き政府一丸となって機動的に対処してまいりたいと考えます。

また、現下の中東情勢での経験も踏まえて、重要な物資の生産それ自体のみならず、その原材料から生産された物資の供給を受ける側まで、サプライチェーン全体を通じて、必要な場所に必要な量の物資が滞りなく供給されるために、経済安全保障推進法で対処すべき課題を洗い出し、必要な制度設計を速やかに検討してまいりたいと考えます。

■ 現下の国際情勢を踏まえた速やかな検討の必要性③（高度化するAIによるサイバー攻撃等のリスクへの対応）

◎ 小野田大臣答弁（2026年5月15日 衆・内閣委員会）

そして、附帯決議三でございますが、高度化するA Iによるサイバー攻撃に対応するため、経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ制度のみならず、各基幹インフラ所管省庁の業法等に基づく取組や、国家サイバー統括室のサイバー対処能力強化法に基づく取組等と連携し、政府全体で包括的かつ重層的に連携して対応を進めることが重要であると考えております。（中略）これらの取組を実施する関係府省庁との連携を一層強化しつつ、今後、経済安全保障推進法を所管する内閣府としては、国家サイバー統括室との間で対処すべき脆弱性情報の共有を受け、基幹インフラ制度の審査にも活用することを含め、密接に連携を図るほか、基幹インフラ制度の審査において、必要と認められた場合には事後的に事業者に対して勧告を行うことも含め、しっかりと対応してまいりたいと思います。

その上で、基幹インフラ制度やサイバー対処能力強化法における対応も踏まえた各業法等に基づく取組も通じて、基幹インフラ事業ごとの対策を強化してまいりたいと考えます。

■ サプライチェーン上のリスク点検の実効性確保

◎ 小野田大臣答弁（2026年6月2日 参・内閣委員会）

特定重要物資の指定に当たっては、サプライチェーンリスクを不断に点検し、その結果も踏まえて、外部への依存性、供給途絶等の蓋然性、そして措置の必要性などの要件への該当性を確認しております。

このリスクの点検は、日々の行政の中で物資の需要、需給状況について把握している物資所管省庁がまずは起点となり取り組むものでございますが、これに加え、委員御指摘のとおり、他省庁の状況などを横断的に見ている内閣官房及び内閣府が主導し、ある物資所管省庁に対して、他の物資所管省庁での取組ケースなども参考に、重点的に供給確保に取り組むべき物資を積極的に提示する場合もあり得ます。具体的な品目名は差し控えますが、内閣官房及び内閣府を起点とするリスク点検の結果、後に特定重要物資として指定された品目も含まれております。

引き続き、経済安全保障担当大臣として、重要物資の安定供給確保に向け取り組むとともに、リスク点検が実効的に行われるように主導する等、その責務を果たしてまいりたいと考えます。

■ 経済活動の自由との両立

◎ 小野田大臣答弁（2026年6月2日 参・内閣委員会）

委員御指摘の法第五条は、経済安全保障を推進する観点からは一定の規制措置を講ずることが有効と考えられる場合においても、個人や企業の経済活動は自由に行われることが基本であり、規制措置は必要最小限度のものとする必要があるとの趣旨から規定されたものです。また、法二条に基づき定めている基本方針でも、安全保障の確保と自由かつ公正な経済活動との両立が十分に図られるようにする必要があるというふうにされております。

加えて、本年一月の経済安全保障法制に関する有識者会議の御提言でも、経済安全保障の推進に当たっては、推進法の趣旨に照らして合理的な範囲で取組を行うことが重要である等とされております。

政府としては、引き続き、これらの趣旨を踏まえ、関係府省庁や民間事業者とも連携しつつ、経済安全保障の確保に適切に取り組んでまいりたいと考えております。

■ 基幹インフラ制度への医療分野の追加に伴う負担軽減や支援

◎ 厚生労働省政府参考人答弁（2026年5月13日 衆・内閣委員会）

…基幹インフラ制度における医療分野の追加については、事業者において、制度対応に当たって必要な事務的費用を含む負担が生じることも想定されているところでございますが、今回の規制措置が過度な負担にならないように、きちんと丁寧に、規制対象を真に必要な範囲に限定する、十分な準備期間を確保していく、それから、事業者が円滑に準備を進めることができるよう、制度周知、相談窓口を通じた個別相談を行っていくことによって負担軽減に努めていきたいというふうに考えております。

また、対象病院の指定に当たっても、特定機能病院を念頭に、本改正法案の施行時点で各地方ブロックに少なくとも一病院、その後、施行から三年程度の期間に各都道府県につき少なくとも一病院を指定していくことを想定しているところでございます。このように、段階的な指定を行うことで、先行して指定された病院の運用、ノウハウというのを丁寧に支援していくということが可能になるのではないかと考えておまして、それ以降に指定された病院は、先行する病院の知見等を参考としつつ、より円滑に制度への対応準備を進めることができるのではないかというふうに考えております。

対象となる病院とも丁寧にコミュニケーションを取りながら、必要な準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

…あわせて、現在、サイバーセキュリティ対策、外部との接続ポイント等を減らしていったりするような対策については、補正予算等を使って対応しているところでございます。それから、診療報酬上も、安全管理責任者を配置した場合については対応していくようなところも今回の八年度の改定でも加えたところでございまして、こうしたものを上手に合わせながら対応していければというふうに考えているところでございます。

■ 基幹インフラ制度における民間事業者との意思疎通

◎ 小野田大臣答弁（2026年5月13日 衆・内閣委員会）

基幹インフラ役務は民間事業者を中心に提供されているものであり、制度の目的を達成するためには、民間事業者に対し国から一方的に負担を課すのではなく、国と民間事業者が相互に連携して取り組んでいくことが不可欠であると考えております。このため、内閣府及び事業所管省庁において、基幹インフラ制度に関する相談窓口を設置し、事業者等からの相談に対応しております。

また、事業所管省庁は、重要設備導入時における国の事前審査に際して基幹インフラ事業者等と意思疎通を行うことで、妨害行為のリスクを低減するために必要な措置を講ずるようにより早期の段階から事業者等に検討を促すこともあり得るところです。

こうした個々の意思疎通に加えて、制度改善に向けたアンケートなどを実施しているところでありまして、このような取組を通じて基幹インフラ事業者様から様々な御意見をいただいております、これらの御意見も踏まえて、本法案において制度の運用改善を図るための改正を盛り込んだところでございます。

また、法改正事項以外にも、より事業者の予見可能性を高めるために、これまで、内閣府や事業所管省庁が公表している制度の解説、いわゆるQ & Aの見直しを随時行ってまいりました。今後も、より制度を改善すべく、届出事項そして手続等を定める省令等の見直しを行うこととしております。

引き続き、民間事業者等と密に意思疎通を図りながら、不断に基幹インフラ制度の改善に向けた見直しも行うことで、事業者の負担軽減そして制度の実効性が図られるように取り組んでまいりたいと思っております。

■ 指定基金協議会の設置可能な基金の範囲の拡大に伴う実際の指定に際しての精査の必要性

◎小野田大臣答弁（2026年5月15日 衆・内閣委員会）

指定基金制度は、既に設置済みの基金に研究開発等の伴走支援を行うための協議会の設置を可能とするものでございまして、基金の新設を行うものでなく、予算措置の在り方を決めるものでもございません。

その上で、実際に指定基金が設置される法人の数について予断を持って確たることを申し上げることは困難ではありますが、指定基金の指定に当たっては、当該基金が特定重要技術の研究開発等を行うことが確かに予定されているかなどをしっかりと精査することとしており、無限定に指定されることは想定しておりません。

■ 特定海外事業の対象案件の精査、出融資の判断基準

◎ 小野田大臣答弁（2026年5月15日 衆・内閣委員会）

政府としては、経済安全保障推進法に基づき令和四年九月に閣議決定した、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針、いわゆる基本方針において、経済安全保障施策の推進に際しては、自律性の確保、優位性・不可欠性の獲得・維持強化、国際秩序の維持強化という三つの目的の実現に取り組むこととしております。

こうした目的を踏まえ、採算性に不確実性を抱える事業を実現させるために導入する特定海外事業促進制度においては、経済安全保障上重要と考える事業を特定海外事業として明確に定めるとともに、基本指針において、認定に際して判断する内容の明確化を図ることとしております。

◎ 内閣府政府参考人答弁（2026年5月13日 衆・内閣委員会）

（中略）そもそも国が支援したとしても、事業の立ち上げや継続自体が見込めないような事業は支援の対象外と考えてございます。加えて、恒常的に赤字が見込まれるような事業性のない事業であって、赤字補填のために追加出資や融資が延々と求められる可能性があるものを支援対象とすることも想定しておりません。

■ 総合的な経済安全保障シンクタンクと重要技術戦略研究所（仮称）との役割分担

◎ 小野田大臣答弁（2026年5月15日 衆・内閣委員会）

総合的な経済安全保障シンクタンクは、今回の法改正で、公的機関である独立行政法人内に政府主導で設置されるものでございまして、政府の要請に即応することも含め、外交、情報、防衛、経済、技術の専門性を有する調査研究を実施し、政策提言を行う唯一の政府系シンクタンクです。

他方、重要技術戦略研究所については、一般財団法人として設立される民間の機関でございまして、技術に特化し、アカデミアも巻き込む形で、産官学連携による科学技術戦略の推進等に加え、大学と連携した人材育成を行うことが期待されております。

メリット、デメリットをお尋ねでございますが、今申し述べたように、これらの二つのシンクタンクは、想定されている役割及び組織体制が異なることから、各シンクタンクがそれぞれの役割に基づき設立され、活動を進めていけることがメリットであると考えております。一方で、有識者会議では、人材、資金が分散することへの懸念が示され、近い将来統合すべきであるという御提言をいただいているのも確かでございます。

今後、独立行政法人と民間機関という各シンクタンクの役割に適した組織体制の違い、そして経済安全保障へのアカデミアの関与といった論点も念頭に、各シンクタンク設立後の活動状況を見つつ、早急に統合の在り方について検討も進めてまいりたいと考えます。

■データセキュリティに係る検討の必要性

◎小野田大臣答弁（2026年4月28日 衆・本会議）

最後に、データセキュリティについてお尋ねがありました。

デジタル化の進展や生成 A I 等の技術革新に伴い、個人や企業のあらゆる情報がデジタル化され活用されている中で、厳しさを増す我が国の安全保障環境に鑑み、**安全保障上重要なデータ等のセキュリティを確保することは重要**です。

こうした問題意識の下、**経済安全保障法制に関する有識者会議**において、**安全保障上重要な個人に関する機微なデータを防護するための措置や、大量のデータの保存、処理を行うデータセンター、クラウドサービスを提供する者に関する措置を検討することが必要との提言**が今年一月に取りまとめられたところです。

その上で、**同有識者会議では、措置の実効性や事業者負担等を考慮し、引き続き丁寧に検討を行うことが必要であるとされておりまして、対象とするデータの性質等も含め、同提言を踏まえ、政府として引き続き検討を進めてまいります。**

■ 要綱

一 検討条項の追加（新附則第7条第1項関係）

政府は、速やかに、経済活動に関し国家及び国民の安全を損なう事態を防止するために必要な措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討条項を追加する。

二 施行期日（附則第1条第1号関係）

一は公布の日から施行する。

■ 修正後の附則（修正部分は下線）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第七条第一項及び第十条の規定 公布の日

二～四 〔略〕

（検討）

第七条 政府は、速やかに、経済活動に関し国家及び国民の安全を損なう事態を防止するために必要な措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項を遵守しつつ、運用すべきである。

- 一 今次改正の適用に当たり、経済安全保障推進法第五条の「経済活動に与える影響」を考慮するに当たっては、経済成長に及ぼす影響に配慮するとともに、事業者の事業活動における自主性を尊重し、事業者間の適正な競争関係を不当に阻害することのないようにすること。
- 二 中東情勢によるナフサ不足等の事態にも対応できるよう、官民協議会の開催等機動的に対処するとともに、サプライチェーン全体を通じた対応が可能となるような制度設計を速やかに検討すること。
- 三 クロードミュトスをはじめとした高度化するAIによるサイバー攻撃等の経済安全保障上のリスクに対応するため、サイバー対処能力強化法の運用とも併せ、本法の基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度において十分な対応が可能かどうかの検討も含めて基幹インフラ事業ごとの対策を強化すること。
- 四 二及び三の検討に当たっては、附則第七条第一項に基づき迅速な検討を行い、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずること。
- 五 指定基金については、原則として特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用のための資金に限ることとし、それ以外の用途を含む基金の指定についてはこれらに関連するものに限定すること。
- 六 国際協力銀行の一般業務勘定及び特別業務勘定に係る劣後的政府貸付けは、経済安全保障上重要な事業への支援の適切な遂行に必要な範囲に限定すること。
- 七 認定特定海外事業促進業務の対象案件については、適正な審査を行った上で認定を行い、仮に損失が生じた場合には、企業の個別情報保護等への配慮の必要性や国民への説明責任の在り方とのバランスを考慮しながら、公表の在り方を検討すること。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 今次改正の適用に当たり、経済安全保障推進法第五条の「経済活動に与える影響」を考慮するに当たっては、経済成長に及ぼす影響に配慮するとともに、事業者の事業活動における自主性を尊重し、事業者間の適正な競争関係を不当に阻害することのないようにすること。
- 二 中東情勢によるナフサ不足等の事態にも対応できるよう、官民協議会の機動的かつ積極的な活用を始めとした官民連携や供給源の多角化等のリスク分散に取り組むとともに、サプライチェーンのリスクに対し、より適切な措置を講ずることが可能となるような制度設計を速やかに検討すること。
- 三 クロードミュトスを始めとした高度化するA Iによるサイバー攻撃等の経済安全保障上のリスクに対応するため、サイバー対処能力強化法の運用とも併せ、本法の基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度において十分な対応が可能かどうかの検討も含めて基幹インフラ事業ごとの対策を強化すること。
- 四 二及び三の検討に当たっては、附則第七条第一項に基づき迅速な検討を行い、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずること。
- 五 特定重要物資の供給源の多角化・特定国依存の低減を更に進めるため、同盟国・同志国や認定供給確保事業者と緊密に連携し、サプライチェーンの強靱化に一層積極的に取り組むこと。
- 六 医薬品や医療用機器等の国民の生命の維持に係る物資を始めとして、特定重要物資の指定対象については引き続き不断の見直しを行うこと。なお、平時から重要な物資を所管する省庁において、関係団体等と緊密なコミュニケーションを図るとともに、一層精度の高い「サプライチェーン調査」を実施する体制を整備すること。

- 七 基幹インフラ事業として新たに医療分野を追加対象とするに当たり、経営基盤がぜい弱な医療機関に対する財政面を含めた一層の支援の在り方を検討すること。
- 八 指定基金については、原則として特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用のための資金に限ることとし、それ以外の用途を含む基金の指定についてはこれらに関連するものに限定すること。
- 九 特定海外事業の促進に関する制度については、基本指針において、支援対象となる事業の考え方とともに、中小企業やスタートアップを含む多様な主体に対して支援できる枠組みであることをできる限り分かりやすく示すこと。なお、株式会社国際協力銀行（以下「J B I C」という。）の一般業務勘定及び特別業務勘定に係る劣後的政府貸付けは、経済安全保障上重要な事業への支援の適切な遂行に必要な範囲に限定すること。
- 十 認定特定海外事業促進業務の対象案件については、適正な審査を行った上で認定を行い、仮に損失が生じた場合には、企業の個別情報保護等への配慮の必要性や国民への説明責任の在り方とのバランスを考慮しながら、公表の在り方を検討すること。また、対象案件の審査に当たっては、当該事業の実施が現地の環境や健康に与える影響等にも十分配慮すること。
- 十一 認定特定海外事業促進業務について、その実施によって J B I C の現行業務の財務の健全性に悪影響を及ぼすことがないようにするとともに、J B I C が審査やモニタリングを含めて着実に実施できるよう、海外事業に精通した人材の確保、育成等を含めた組織体制の強化及び財政面で必要な支援に取り組むこと。
- 十二 内閣府が設立準備を行っている重要技術戦略研究所（仮称）に加え、総合的な経済安全保障シンクタンク機能を独立行政法人経済産業研究所に創設するに当たっては、両機関が併存することに伴う調査研究対象の重複や人材、資金面における非効率性が生じないように十分配慮すること。なお、経済安全保障法制に関する有識者会議の提言において、両機関は、近い将来統合すべきとされたことを重く受け止め、その趣旨が生かされるよう、統合について早急に検討を進めること。